

マイナンバー制は大丈夫か



藤谷 謹入

今年6月1日に、日本年金機構から約125万件の個人情報が漏えいされた。今回のハッカーの動機はマイナンバー制に対する警告であるという風説も出ている。もし、今回サイバー攻撃がマイナンバー制施行後だつたらどうなつていたのか。このままマイナンバー制を施行して大丈夫なのか。

ひとである
それは、安全操縦技術を
有しない者に運転免許を与
えるのと同じであり、断じ
て許されない。

2015.6.15 電経新聞「Point of View」

今年(平成27年)6月1日に、日本年金機構から約125万件の個人情報が漏えいされたとの発表がなされてからもう2週間が過ぎたというのに、新聞報道を見る限りでは、感染した27台のパソコン解析はしているものの、ルート解明が難航しているだとか、被害者に対する損害賠償だとか、通常の情報漏えい事件と同様の視点からの発表・報道が目立つ。

それが重要なことはもちろんであるが、今回の事件では、もっと大切な問題がある。

このままマイナンバー制を施行して大丈夫なのか、ということである。もし、今回のサイバー攻撃が、マイナンバー制施行後であれば、年金機構から「個人番

今年(平成2年)6月1日に、日本年金機構から約125万件の個人情報が漏

号」を含む「個人情報」が漏えいしたことは明らかである。

い。告の意味をきちんと理解しないといふわざのを得ない。

システムの全体的プロセスには、二つの大きなリスクがあります。

漏えいしたことは明らかである。その意味では、このハッカーは1年後であれば「個人番号」という裏市場でも大変価値の高い、裏社会における裏データベースの効率性に格段の変革をもたらす情報を盗めたのに、なぜいまの時期に盗んだのか、という奇妙な疑問すら浮かんでくる。この発想からすれば、今

私は、このハッカーの警告の意味は「マイナンバーシステムの全体プロセスに対する個人番号漏えいのリスクコントロールが決定的に不十分であることが露呈されたのだから、この対策が完了することをマイナンバー制実施の必須の前提としなければならない」と理解している。

システムの全般的プロセスには、二つの大きなリスクがあります。それは、二つの大きなリスクです。一つは、個人情報を提供する事業者における、個人番号の収集・管理・提供のプロセスです。二つ目は、中核的なシステムから業務のために個人番号を含む個人情報を受け取り利用する機関のプロセスである。

それが重要なことはもちろんあるが、今回の事件では、もっと大切な問題がある。

回のハッカーの動機は経済的なものではなく、マイナンバー制に対する警告であるという風説も信憑性を帯びてくる。

べきであると考える。
マイナンバーの中核的システムにおいては中間サー
バも含めて、「個人番号」
が流出しないように厳重な
セキュリティ対策が施され
ていることは、公表されて
いる資料を前提とすれば認
めてよいと思う。

ロセスにおけるリスクコントロールの欠落が明らかとなつた。

マイナンバーシステムと
いう技術が社会的有用性を
有することは明らかである
が、年金機構および税務事
務所における「個人番号流
出リスク」という脆弱性に
対する分析・コントロール

ふじたに・もりひと弁護士法人エルティ総合法律事務所所長弁護士。ITI-ADRセンター所長。日本の弁護士の中で唯一の公認システム監査人、JISA正会員。